別表第三（第三十六条関係）

紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこ	「20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。」
かみたばこ及びかぎたばこ	「20歳未満の者の使用は、法律で禁じられています。」

別表第四（第三十六条、第三十六条の三関係）

［略］

別表第五（第三十六条の四において読み替えて適用する第三十六条、第三十六条の二関係）

「たばこの代用品の煙は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。」	
「望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。」	
「たばこの代用品の煙は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの代用品の誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。」	

別表第六（第三十六条の四において読み替えて適用する第三十六条関係）

「たばこの代用品の煙は、発がん性物質が含まれるおそれがあるなど、20歳未満の者を含め、あなたの健康への悪影響が否定できません。」

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［別表を加える。］

別表第三（第三十六条関係）

［同上］

［別表を加える。］

［別表を加える。］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年六月三十日までに日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）又は特定販売業者（たばこ事業法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）により販売される法第二条第三号に規定する製造たばこ（法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。）（次項に規定する紙巻たばこ及び加熱式たばこを除く。）については、この省令による改正後のたばこ事業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　令和二年三月三十一日までに会社又は特定販売業者により販売される紙巻たばこ（平成三十年度の販売本数（当該年度の途中から販売を開始した品目については、当該年度の販売本数を販売を開始した日の属する月から当該年度の三月までの月数（当該販売を開始した日の属する月が三月であるときは、一とする。）で除して得た本数に十二を乗じて得た販売本数）が一億本以上である品目に限る。）及び加熱式たばこについては、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。